

## たつの市ふるさと応援寄附金協力事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ふるさと応援寄附金による本市への寄附に対して、たつの市と市内事業者が協力し、地元特産品等を発送することにより、本市への寄附の推進と本市の魅力を広く発信し、地場産業の活性化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 市内に本社若しくは主たる事業所(工場等を含む。)を有する法人又は個人をいう。ただし、市外に本社若しくは主たる事業所(工場等を含む。)を有する法人又は個人について、市内で原材料の主要な部分が生産された記念品又は記念品の製造、加工その他の工程のうち市内で主要な部分を行っている場合は市内事業者とみなす。
- (2) 地元特産品等 本市の魅力発信に繋がるものであり、かつ、市内で製造、加工、採取、栽培等をしている物又は市内事業者が行うサービスをいう。
- (3) 協力事業者 地元特産品等の提供等をしている市内事業者のうち、第4条第1項に規定する登録を得たものをいう。
- (4) 寄附者 本市に対し、ふるさと応援寄附金を納付した者をいう。
- (5) 記念品 協力事業者が取り扱う地元特産品等のうち、第4条第1項に規定する登録を得たものをいう。

### (登録の申請)

第3条 協力事業者の登録をしようとする市内事業者(以下「申請者」という。)は、たつの市ふるさと応援寄附金協力事業登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要(パンフレット等でも可)、地元特産品等の紹介文書及び写真データ
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (登録の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるとき、又は却下したときは、たつの市ふるさと応援寄附金協力事業登録(却下)決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による登録の有効期間は、当該登録を行った日の属する翌年度の末日までとする。ただし、登録期間の満了日までに市長による登録の取消しがなく、かつ、協力事業者から辞退の申出がない場合は、当該登録を行った日の属する翌々年度以降もその登録を有効とすることができる。

(登録の辞退)

第5条 協力事業者は、たつの市ふるさと応援寄附金協力事業への登録を辞退しようとするときは、速やかにたつの市ふるさと応援寄附金協力事業登録辞退届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、協力事業者又は記念品が本事業にふさわしくないと認められる場合は、第4条第1項により決定した登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該協力事業者に対し、たつの市ふるさと応援寄附金協力事業登録取消通知書(様式第5号)を通知するものとする。

(記念品の発送等)

第7条 市長は、ふるさと応援寄附金の納付を確認したときは、寄附金の額に応じて寄附者が希望する記念品をたつの市ふるさと応援寄附金記念品発注票により当該協力事業者に通知するものとする。

2 記念品の価格については、原則として別表のとおりとする。

3 第1項の規定により通知を受けた協力事業者は、速やかに記念品を当該寄附者に送付するものとする。ただし、記念品の販売期間等が限定されているもの又は寄附者が到着日を指定している場合は、あらかじめ指定された時期が到来したときに、速やかに送付するものとする。

4 協力事業者は、発送等に関して、次のいずれかに該当するときは、速やかに市へ申し出なければならない。

(1) 記念品の発送に1か月以上の遅延が生じると思われるとき。

(2) 記念品が販売中止又はサービス終了になったとき。

(3) 記念品の品質等に問題が生じ、送付できないとき。

(4) 記念品の送付過程において事故等の問題が生じたとき。

(5) その他重要な変更が生じたとき。

5 市長は、記念品を発送する際、市が作成するパンフレット等資料の同封を協力事業者に求めることができる。

6 協力事業者は、記念品を発送する際、独自のパンフレット等を同封することができる。ただし、同封する場合は、当該パンフレット等をあらかじめ市長に提示し、その同意を受けなければならない。

(請求及び支払)

第8条 協力事業者は、前条の規定により記念品の発送が完了したときは、たつの市ふるさと応援寄附金記念品送付実績報告書兼請求書（様式第7号）により、寄附者へ記念品を発送したことが確認できる書類を添えて、記念品発送日の属する月の翌月の10日（毎年度3月送付実績については、当月末日）までに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、別表による記念品の代金（消費税及び地方消費税含む。以下「市負担金」という。）を限度に協力事業者に支払うものとする。

3 協力事業者は、記念品の発送に当たり別表に掲げる市負担金以外の支出が発生するおそれがあると判断した場合は、市と事前に協議するものとする。

4 市が市負担金以外の費用を負担する場合は、協力事業者に瑕疵がなく、市長が特に認めた場合に限るものとする。

（協力事業者の義務）

第9条 協力事業者は、提供する記念品を変更してはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 協力事業者は、記念品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、責任をもって適正に処理しなければならない。

3 協力事業者は、協力事業者の責めに帰すべき理由により、当該記念品が寄附者等に身体上又は財物上の損害を生じさせたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

4 協力事業者は、事業の実施において、この要綱及び市長の指示に従わなければならない。

（委託等の禁止）

第10条 協力事業者は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、たつの市ふるさと応援寄附金協力事業委託申出書（様式第8号）により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 協力事業者は、この事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（個人情報の取扱い）

第11条 市長は、協力事業者に対して当該事業者の記念品を選択した寄附者の氏名、住所、電話番号その他記念品の送付に必要な事項を提供する。

2 協力事業者は、たつの市ふるさと応援寄附金記念品発注票に記載された寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、記念品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。協力事業者でなくなっ

た後においても、同様とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と協力事業者が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条、第8条関係)

寄附金額	記念品の価格 (市場価格+消費税及 び地方消費税)	記念品の代金 (市負担金)
1万円以上1万5千円未満	3千円相当	3千円+送料
1万5千円以上2万円未満	4千5百円相当	4千5百円+送料
2万円以上3万円未満	6千円相当	6千円+送料
3万円以上4万円未満	9千円相当	9千円+送料
4万円以上5万円未満	12千円相当	12千円+送料
5万円以上10万円未満	15千円相当	15千円+送料
10万円以上20万円未満	30千円相当	30千円+送料
20万円以上30万円未満	60千円相当	60千円+送料
30万円以上50万円未満	90千円相当	90千円+送料
50万円以上100万円未満	150千円相当	150千円+送料
100万円以上	その都度、市長が別に定める	